

令和4年9月21日

関係者各位

法改正が産業育成と海洋環境教育に貢献

海ごみから革新的な社会を考える会

代表 小木曾順務

全日本船舶職員協会前理事

○プラに係る海事業界の理想の姿（海洋プラの因果）

1. ピーク時、年間1億トンの原油を消費してきた日本である。この0.002%（20万t/年推測）が流出し、大海では海洋マイクロプラスチックとなり、魚介類を介し食物連鎖で世界の子どもの発育障害にと危惧されているが、関係省庁は未だ海岸漂着ごみ対策費の予算化で対処するだけである。海事経験を持ちAL₂O₃（アルミナ）磁器素材（250円/kg）*のみの「欠け」を学校給食市場で資源循環し環境教育に貢献する広域認定（228号）に繋いだ事業経験から、この混在する海ごみ問題は解決できると判断し、平成12年循環型社会形成推進基本法を精読し、解決策を調査し法改正の必要性を記述している。
2. 「たかが知れた0.002%」だが発育障害に影響を及ぼす。船舶保有数世界第3位の日本商船隊（外航2,500隻/内航5,200隻）は輸入業務と内航運輸を担っているが、SDGs12の「使う責任」から単一素材に近いホーサー（船舶係留索）に的を当て調査すれば、漂着ごみにも混入するが廃棄物処理法を遵守し焼却処理し何ら問題はない。一方、過年石油化学業界が「あるべき姿で大量の廃プラを回収するシステムが必要」と発表した。この年間5,000tの汚れの少ない単一素材に近いプラ素材のホーサーは、今後の国力を担うケミカル産業を育成支援できる貴重な循環資源である。現状、日本商船隊はこの交換費用に50億円/年*を要し全量焼却しているが、素材価格200円/kgのホーサー10億円分*を分解油に置換すれば原油価格換算で3億円*となる。これによって海事業界は現状の処理コスト2億5千万円（5万円/t）が削減でき、ケミカル産業を支援できる。（*事業採算と発生量を含めた実態調査が必要）
*5,000トン=31,200バーレル、原油換算で@2,184,000ドル/3億円/140円/ドル（70ドル/バーレル）
3. この資源循環事業は、AL₂O₃素材（250円/kg）を広域認定に繋いだ経験と250円/kgのPETボトル事例から、素材価格200円/kg以上のホーサーも排出者との「有価回収契約」*で採算は合う。関係省庁にすれば「たかが知れた3億のケミカル事業」だが、この事業化は一民間業者が出来る事業ではない。事業立ち上げ後は、課題の船内廃棄物ガイドラインの廃プラも取り込み、安定的に物量を確保し、内航船で横持ちコストを最小化し、化学工業会の技術で先々単一材料に置換したエコなホーサーを商品化。この切り替えがSDGs12を認識する3業界（海事/繊維ロープ/石油 化学）が関与する再生ものづくり事業の支援に、また海洋環境教育になる。よって発育障害に対処するためにも「ホーサーリサイクル法/仮称」が必要である。法改正することで、地方のリサイクルポートの港湾業者と廃棄物処理業者と物流業者は、3業界の支援で共同出資の再生エネルギー会社が設立でき、先々、会社設立に参加した港湾業者が広域認定事業へと繋げば、理想とする安定した再生エネルギー事業を地方からも世界の海事業界に提案できる。
4. 法改正の協議を行えば、必ず海洋プラが問題視されるが、流木を含む海ごみは脱塩処理すればリサイクルポートの取扱品目と同等の資源循環素材となる。20万tの海洋プラも脱塩処理すればホーサーと一緒にケミカルリサイクルは可能となる。よって、全国各地の自治体が市民参加で回収し分別した海岸漂着ごみは港に届けるだけ。そこから内航船で最寄りのリサイクルポートの再生エネルギー会社に持ち込むだけの「海ごみ対策事業」へと転針できる。結果、昨今の豪雨災害の流木対策にも対処可能な効率的な「海の静脈物流システム」となり予算削減が可能な国策事業になる。ぜひ、皆で検討して頂きたい。

以上

令和4年9月21日

関係者各位

海ごみから革新的な社会を考える会

代表 小木曾順務

ホーサーを国交省「指定再利用促進製品」に指定

全日本船舶職員協会前理事

省察すれば、平成12年循環型社会形成推進基本法が制定、平成14年には海洋産業研究会が河川整備基金助成事業で河川・海洋を利用した静脈物流ネットワークの有効活用方策の検討報告書を発表、平成18年には海上輸送円滑化検討委員会が「報告書～リサイクルポートの充実に向けて～」で明確な廃棄物を「海上輸送促進循環資源品目」に指定する必要性を提言している。国交省はリサイクルポート施策の立案及びその進捗管理を担う組織の役割として、安全・安心で効率的な循環資源の広域的な海上輸送ネットワークを実現する工程表を記述するが、陸上と異なる海事業界には、未だ解決されていない課題は多い。

平成19年民間事業者と関係官庁と研究機関等が連携しFRP船リサイクルシステムが整備できたが、希求する「ホーサーリサイクル法/仮称」を法律（以下条文）とプラ資源循環促進法に照らし追記できれば、ホーサーを国交省の「指定再利用促進製品」に指定できる。指定品目にできれば、焼却処分から「経産省が奨める「Green・Digital・コンソーシアム」に載せ、脱炭素化に貢献するリサイクルポートのカーボン・ニュートラルポート構想に貢献でき「理想とする海の静脈物流システム」が構築できる。

日本商船隊や防衛省や水産庁管轄の漁業系ホーサーも一括回収でき、また市民や漁船や海上保安庁が回収した海ごみや漁網を取り込むことができれば、海洋プラ問題を改善する再生資源化の道が拓ける。

よって、国交省4局（総合政策局/水管理・国土保全局/港湾局/海事局）と環境省3局（地球環境局/環境再生・資源循環局/水・大気環境局）と経産省2局（グリーン成長戦略室/経済産業政策局）には「資源の有効な利用の促進に関する法律」に照らし、①海洋プラ問題を解決に導く大局的な法整備ができるのか、また②ホーサーの再生エネルギー施設を事業者連携で港湾に整備できるのか、この2点の可能性調査（FS調査）をまず、調査して頂きたい。

○法律名称

1件目：資源の有効な利用の促進に関する法律〔通称：資源有効利用促進法，資源リサイクル法，リサイクル法，パソコンリサイクル法〕

2件目：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律〔通称：容器包装リサイクル法，容り法，容器包装再商品化法〕

3件目：特定家庭用機器再商品化法〔通称：家電リサイクル法〕

4件目：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔通称：環境物品調達推進法，グリーン購入法，環境物品等調達推進法〕

5件目：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔通称：建設資材リサイクル法，建設資材再資源化法，建設リサイクル法〕

6件目：循環型社会形成推進基本法〔通称：循環基本法〕

7件目：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律〔通称：食品リサイクル法〕

8件目：使用済自動車の再資源化等に関する法律〔通称：自動車リサイクル法〕

9件目：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律〔通称：小型家電リサイクル法〕



大阪府寄贈品
リサイクル PET 食器

10 件目：船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

11 件目：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

〔通称：プラスチック資源循環促進法、プラ削減法、プラ資源循環促進法〕

12 件目：ホーサーに係る資源循環の促進等に関する法律（ホーサーリサイクル法/仮称）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用により使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分（**廃ホーサー**）が廃棄（**焼却処分**）されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、若しくは廃棄された物品をいう。

2 この法律において「副産物」とは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等を原材料として利用することができるものをいう。

5 この法律において「再生部品」とは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

6 この法律において「再資源化」とは、使用済物品等（**ホーサー**）の全部を再生資源として利用することができる状態にすることをいう。

7 この法律において「特定省資源業種」とは、副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、・・・・・・・・・・特に必要なものとして政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種（**繊維ロープ・製網**）をいう。

8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源・・・・・・を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源・・・・・・の種類ごとに政令で定める業種をいう。

9 この法律において「指定省資源化製品」とは、製品（**ホーサー**）であって、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進に係る使用済物品等の発生の抑制を促進することが当該製品に係る**原材料等に係る資源の有効な利用を図る上で、特に必要なもの**として政令で定めるものをいう。

10 この法律において「指定再利用促進製品」とは、それが一度使用され、収集され、若しくは廃棄された後その全部・・を**再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品**をいう。

11 この法律において「指定表示製品」とは、それが一度使用され、若しくは廃棄された後その**全部を再生資源として利用することを目的として分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品**をいう。

12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品であって、それが一度使用され収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品の**製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収をするこ**

とが経済的に可能であつて、その自主回収がされたものの全部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

13 この法律において「指定副産物」とは、・・・・・・政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等（基本方針）

第三条 主務大臣（**国交大臣**）は使用済物品等の発生の抑制並びに再生資源の利用による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、製品の種類及ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、・・・・・・、資源の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 主務大臣は、・・・・・・基本方針を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

（事業者等の責務）

第四条 工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者・・・・・・再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに・・・・・・全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

（消費者の責務）

第五条 消費者（**海事業者**）は製品をなるべく長期間使用し、並びに再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国・・・・・・がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

（資金の確保等）

第六条 国は、資・・・・促進するために必要な資金の確保・・・・を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、再生資源を促進するように必要な考慮を払うものとする。

（科学技術の振興）

第七条 国は、・・・・科学技術の振興を図るため、・・・・努めなければならない。

（国民の理解を深める等のための措置）

第八条 国は、・・・・その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、・・・・努めなければならない。

第三章 特定省資源業種（特定省資源事業者の判断の基準となるべき事項）

第十条 主務大臣（**国交大臣**）は、特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び当該副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、工場又は事業場において特定省資源業種に属する事業を行う者（以下「特定省資源事業者」という。）の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制の状況、原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制に関する技術水準その他の事情及び当該副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準そ

の他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動 に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣（国交大臣）は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

（指導及び助言）

第十一条 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物・・・・・特定省資源事業者に対し、副産物の発生抑制等について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第十二条 特定省資源事業者であって、・・・・計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（勧告及び命令）

第十三条 主務大臣は、特定省資源事業者・・・必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者・・・公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者・・・を命ずることができる。

（環境大臣との関係）

第十四条 主務大臣は・・・廃棄物の適正な処理に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡して行うものとする。

第四章 特定再利用業種（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源の利用を促進するため、・・・事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

第十六条 主務大臣は、特定再利用事業者の再生資源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは・・・再生資源又は再生部品の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十七条 主務大臣は、特定再利用事業者であって、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が・・・必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第五章 指定省資源化製品（指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項）

第十八条 主務大臣（国交大臣）は、指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進するため、主務省令で、指定省資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制の状況、使用済物品等の発生の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準・・・規定する改定をしようとする場合に準用する。

（指導及び助言）

第十九条 主務大臣は、・・・促進するため必要があると認めるときは、指定省資源化事業者に対し・・・事項を勘案して、使用済物品等の発生の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第二十条 主務大臣は、・・・・・・・・・・必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第六章 指定再利用促進製品（指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項）

第二十一条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、・・・・・・・・・・利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、・・・・・・・・・・技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、・・・・・・・・・・改定をしようとする場合に準用する。

（指導及び助言）

第二十二条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため必要があると認めるときは、・・・・・・・・・・再生資源又は再生部品の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第二十三条 主務大臣は、指定再利用促進事業者であって、・・・・・・・・・・とるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた・・・・・・・・・・その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた・・・・・・・・・・を命ずることができる。

第七章 指定表示製品（指定表示事業者の表示の標準となるべき事項）

第二十四条 主務大臣は（**国交大臣**）、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。）が遵守すべき事項

2 第十条第三項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

（勧告及び命令）

第二十五条 主務大臣は、前条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、・・・・・・・・・・当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

第八章 指定再資源化製品（指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項）

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項 四 その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再資源化製品に係る自主回収及び再資源化の状況、再資源化に関する技術水準、市町村が行う収集及び処分状況その他の事情を勘案して定め

るものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定)

第二十七条 指定再資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一 当該自主回収及び再資源化が前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。

二 当該自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有するものであること。

四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 当該二以上の指定再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類

三 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有するものであること。

四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

以上